

門真市高齢者日常生活用具の給付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に支障のある高齢者に対し、必要な日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより当該高齢者の日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 用具の給付を受けることができる者は、本市に居住するおおむね65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で、寝たきりの高齢者、ひとり暮らしの高齢者その他門真市福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める高齢者のうち次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者
- (2) 生計中心者の当該年度に納付すべき市町村民税（4月から6月までの申請者にあつては、前年度の市町村民税）が非課税世帯に属する者

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電磁調理器
- (2) 火災警報器
- (3) 自動消火器

(給付の申請)

第4条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、門真市高齢者日常生活用具給付申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第5条 所長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、用具の給付の可否を決定し、門真市高齢者日常生活用具給付可否決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 所長は前条の規定により用具の給付決定を受けた者には、門真市高齢者日常生活用具給付券（様式第3号。以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 給付券の交付を受けた者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に当該給付券を提出して用具の交付を受けるものとする。

（修繕費用の負担区分）

第7条 給付を受けた用具の修繕費用は、給付の決定を受けた者（以下「利用者」という。）の負担とする。

（用具の利用）

第8条 利用者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（用具の返還）

第9条 所長は、虚偽の申請その他不正な行為により用具の給付を受けた者又は前条の規定に違反した者に対しては、その給付の決定を取り消し、当該用具の返還を命ずることができる。

（用具の給付台帳）

第10条 所長は、用具の給付を行ったときは、門真市日常生活給付台帳（様式第4号）に、必要事項を記載し、用具の給付の状況を明確にしておかなければならない。

（用具の給付に関する事務において利用する特定個人情報）

第11条 用具の給付に関する事務において利用する特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された**住民票関係情報**（門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年門真市条例第27号。以下「番号条例」という。）別表第3第1号の表の第2の項に規定する住民票関係情報をいう。）
- (2) 高齢者又は当該高齢者と同一の世帯に属する者に係る**市民税に関する情報**（当該情報を利用することについて本人から同意を得たものに限る。）
- (3) 高齢者に係る**生活保護関係情報**（番号条例別表第2第1号の表の第1の項に規定する生活保護関係情報をいう。）

（細目）

第12条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付について必要な事項は、所長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の門真市高齢者日常生活用具の給付に関する要綱別表第 2 の規定は、この要綱の施行の日以後の用具の給付の申請について適用し、同日前の用具の給付の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

門真市高齢者日常生活用具給付申請書

平成 年 月 日

門真市福祉事務所長 様

申請者 住所 門真市
氏名
電話
続柄

印

次のとおり日常生活用具の給付を申請します。

記

対象者	住所 門真市		電話			
	氏名		M・T・S 年 月 日			
希望する理由						
希望する用具						
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	所得税の有無	所得税額	備考
				有・無		
				有・無		
				有・無		
対象者認定						
給付用具名			予定価格			

様式第2号（第5条関係）

門真市高齢者日常生活用具給付可否決定通知書

門 保 高 第 号
平成 年 月 日

様

門真市福祉事務所長

平成 年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次のとおり給付を決定します。

対象者氏名	
給付する 日常生活用具	

2 次の理由により申請を却下します。

理 由	
-----	--

様式第3号（第6条関係）

日常生活用具給付券			
①給付番号	第 号	②給付券発行年月日	平成 年 月 日
③氏名		④生年月日	年 月 日
⑤居住地	門真市		
⑥給付する用具名 (型式・規模等)			
⑦価格 (円)			
⑧納入業者			
⑨納入業者住所		電話	
⑩この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		業者の公費支払請求期限
	平成 年 月 日		平成 年 月 日
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日			
大阪府門真市福祉事務所長 印			
⑪業者の納品した日	年 月 日		
⑫用具受領者名	印	⑬給付を受けた者との続柄	
⑭備考			

(注) ⑪は納入業者が、⑫及び⑬は受領者が記入すること。